

個人情報とは会社の大切な資産です。漏洩を防ぎ、法に基づく管理と適正な利用を学ぶことで積極的に運用ができます

第38回

# 個人情報保護士認定試験

第27回

# 個人情報保護法検定



本試験の合格者は下記の業務に特化したアップグレード資格講習会を受講することができます。

【個人情報保護士取得で受講できる資格講習】

- 上級個人情報保護士認定講習会
- 個人情報活用プランナー認定講習会
- 個人情報保護監査人認定講習会
- ソーシャルメディアオフィサー認定講習会

【個人情報保護法検定取得で受講できる資格講習】

- 個人情報保護法検定上級資格認定講習会
- 個人情報活用プランナー認定講習会

個人情報の漏洩では、ヒューマンエラーが90%を占めます。だから、全社員の啓蒙と教育、保護意識の向上が必須です。

新ガイドライン対応

拝啓 この度、下記の要領で、第38回「個人情報保護士認定試験」及び第27回「個人情報保護法検定」を開催いたします。

本試験は、セキュリティシステムを構築された企業様が、社内の意識向上の為、全社員や新入社員に企業内教育として受験させる事例が増えております。

例えば大手の情報通信企業様、情報システム会社様、情報機器販売会社様、クレジット会社様など多数の企業様が数千人規模で受験されておられます。試験は、受け身の研修よりも高い効果があるといわれます。また、多くの企業担当者様が資格に挑戦することで社員の意識の向上と活性化に繋がったとおっしゃられています。試験内容はいずれも技術者向けではなく、管理職・一般社員・契約社員など全ての社員に必須の情報保護関連知識です。

この機会にぜひご検討をお勧めします。

敬具

平成 **27年3月15日(日)**

東京・名古屋・大阪・札幌・仙台・横浜・福岡他で開催

上記2検定は全て同日、同会場、同時間に開催されます。併願はできません。

## 個人情報保護士認定試験対策講習会実施中

東京会場

2/8(日)、19(木)、28(土)

大阪会場

2/21(土)

全国800社以上の優良企業の社員が団体で情報協の情報関連の検定を受験しています。

AIU保険会社 CCK: シティコンピュータ(株) NEC ラーニング(株) SCSK (株) TIS ソリューションリンク(株) YKK 六甲(株) アクサ生命保険(株) イオンフィナンシャルサービス(株) イオン保険サービス(株) 一般財団法人日本自動車査定協会 エヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジ(株) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) 大塚製薬(株) オニシアノックス(株) キヤノンシステムアンドサポート(株) コミカミノルタビジネスソリューションズ(株) ジェイアール東日本ビルテック(株) シャープビジネスソリューション(株) シャープ(株) スカパーJSAT (株) セコム(株) ソフトバンクBB (株) ソフトバンクモバイル(株) 東芝テックソリューションサービス(株) (株)ドコモCS パナソニックラーニングシステムズ(株) パナソニック(株) 本田技研工業(株) ミドリ安全(株) メダリストクラブ 森ビル(株) 旭化成アミダス(株) (株) JALUX (株)エヌ・ティ・ティ・エムイー (株)エヌ・ティ・ティ・データ SMS (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京ガスリビングライン(株) (株)シー・アイ・シー (株)シー・ツー・エム (株)ティパーズ (株)データリーフ (株)トッパングラフィックコミュニケーションズ (株)パッファロー・IT・ソリューションズ(株)ファミリー ネット・ジャパン (株)フォーエバー (株)フォーバル (株)ベンチャーアソシエイツ(株)マイテック(株)マーストーンソリューション (株)リロ・ホールディング他グループ各社(株)ローソン (株)角川アスキー総合研究所 (株)中電シーティーアイ (株)日立製作所 (株)日立ソリューションズ (株)富士通エフサス (株)明光商会 (株)高島屋 京王観光(株) 中部電力(株) 東日本電信電話(株) 凸版印刷(株) 日本化薬(株) 日本生命保険相互会社 郵船トラベル(株) 理想科学工業(株) シンカ・システムズ(株)

※本リーフレットは、協会ホームページよりPDFにてダウンロード頂くことができます。社内回覧などにご利用下さい。

試験についてのお問合せは  
**03-5276-0030**

一般財団法人  
**全日本情報学習振興協会**  
<http://www.joho-gakushu.or.jp>

東京都千代田区三崎町 3-7-12 清話会ビル5F  
TEL: 03-5276-0030 FAX: 03-5276-0551  
E-Mail: [joho@joho-gakushu.or.jp](mailto:joho@joho-gakushu.or.jp)



# 個人情報保護管理者（CPO）への第一歩！

個人情報保護法において、これまで設置することが望ましいとされていた個人情報保護管理者（CPO）の存在感が、いま、注目をされています。個人情報の安全で正しい取り扱い、システムを構築するだけでは達成できません。社員一人一人の意識を高めること、そして正しい知識を持った保護管理者がいることが漏洩事故を防ぐために重要となっており、全社的に個人情報の正しい取扱いの知識を習得することが企業の急務となっております。



## 参考書籍



〔改訂4版〕  
個人情報保護士  
認定試験  
公式テキスト  
¥2,700（税込）



〔改訂3版〕  
これだけ！  
個人情報保護士  
試験《完全対策》  
¥2,376（税込）



〔改訂2版〕  
個人情報保護士  
認定試験  
公式精選  
過去問題集  
¥2,808（税込）



個人情報保護士  
認定試験  
精選問題集 Vol.5  
¥1,944（税込）



個人情報保護法  
検定  
〔公式テキスト〕  
¥2,376（税込）



個人情報保護法  
検定  
精選問題集 Vol.1  
¥1,543（税込）

## 個人情報保護士認定試験 《概要》

| 出題分野         |                | 合 格 点              |
|--------------|----------------|--------------------|
| Ⅰ. 個人情報保護の総論 | 個人情報保護法の歴史     | 課題Ⅰ、課題Ⅱ 各課題 80%以上  |
|              | 個人情報に関連する事件・事故 |                    |
|              | 各種認定制度         | 制 限 時 間            |
|              | 個人情報の定義と分類     | 1 2 0 分            |
|              | 個人情報取扱事業者      | 受 験 料              |
|              | 条文に対する知識と理解    |                    |
| Ⅱ. 個人情報保護の対策 | 脅威と脆弱性に対する理解   | 1 0, 8 0 0 円（税込）   |
|              | 組織体制の整備        | スマートフォンの<br>かたはコチラ |
|              | 人的管理の実務知識      |                    |
|              | 技術的管理の実務知識     |                    |
|              | 物理的管理の実務知識     |                    |



## サンプル問題

### 第36回 個人情報保護士認定試験より抜粋

問題. 個人データの第三者への提供に関する以下のアからエまでの記述のうち、誤っているものを1つ選ばない。

- ア. 個人情報取扱事業者は、原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。  
イ. 個人情報取扱事業者が個人データを第三者に提供する場合、本人の同意は必ず書面によって取得しなければならない。  
ウ. 個人情報取扱事業者が、所得税法の規定に基づき税務署長に対する支払調書を提出する場合、あらかじめ本人の同意を得ることは必要でない。  
エ. 個人情報取扱事業者が、本人の急病時に、急病人の血液型や家族の連絡先を医師に提供する場合、あらかじめ本人の同意を得ることは必要でない。

解答【イ】 正答率88.4%

問題. 保有個人データの開示等の求めに応じる手続に関する以下のアからエまでの記述のうち、誤っているものを1つ選ばない。

- ア. 本人の都合はさまざまであり、本人の希望により本人確認の方法を決めるべきであるから、個人情報保護法の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、開示等の求めをする者の本人確認の方法を定めることはできない。  
イ. 個人情報取扱事業者が、開示等の求めに関し、その求めを受け付ける方法を定めなかった場合には、自由な申請を認めることとなる。  
ウ. 保有個人データの開示等の求めは、代理人によってもすることができる。個人情報取扱事業者は、個人情報保護法の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

解答【ア】 正答率85.1%

問題. 以下の文章は、日本ネットワークセキュリティ協会が策定した「スマートフォンの安全な利活用のすすめ ～ スマートフォン利用ガイドライン ～」におけるスマートフォン導入時のセキュリティ対策項目に関する内容である。（ ）に入る最も適切な語句の組合せを、ア～エで答えなさい。

- ・スマートフォンを組織内に導入する目的、用途、利用局面、定性的並びに定量的な（ a ）などが明確化されているか。
- ・スマートフォンを組織内に導入することにより生じる（ b ）等を実施しているか。
- ・組織内のルールに定められた（ c ）を満たしているか。または、満たしていない場合、スマートフォン利用に関するルールを新たに定めているか。

- ア. a. 導入効果    b. 財務分析    c. ネットワークセグメント  
イ. a. 導入効果    b. 事業影響度分析    c. セキュリティレベル  
ウ. a. ハロー効果    b. 財務分析    c. セキュリティレベル  
エ. a. ハロー効果    b. 事業影響度分析    c. ネットワークセグメント

解答【イ】 正答率94.1%

## 受験体験談

自分の初めての資格になりました

情報機器関連    営業

もともと試験というものは先天的に嫌だったので、保護士が昇格条件と告げられた時には、営業は点数を取ることが仕事じゃない、お客を取ることが仕事だとブツブツ言っていました。担当者から名刺に記載すると営業活動でプラスになると言われて、それもそうだ勉強しました。試験対策で過去問題ばかりやっていたので、基本が分らず不合格でした。反省して、公式テキストを慌てずに良く読むようにしたら、意外と簡単だと思いました。2回目で合格し、今は名刺を出すときチョットいい気分です。

## 個人情報保護法検定 《概要》

| 出題分野              | 合 格 点              |
|-------------------|--------------------|
| 個人情報保護法成立の経緯と取り組み | 合計8 0 %以上          |
| 個人情報に関連する規格と制度    |                    |
| 個人情報保護法施行後の動向と状況  | 制 限 時 間            |
| 個人情報保護法の目的        | 9 0 分              |
| 個人情報の定義と分類        | 受 験 料              |
| 個人情報取扱事業者         |                    |
| 条文に対する知識と理解       | 8, 6 4 0 円（税込）     |
| 関連法規              | スマートフォンの<br>かたはコチラ |
| 各省庁ガイドライン         |                    |
| 企業に求められる対応        |                    |



## サンプル問題

### 第25回 個人情報保護法検定より抜粋

問題. 「個人情報」に関する【問題文A】から【問題文C】の内容についての以下のアからエまでの記述のうち、正しいものを1つ選ばない。

- 【問題文A】人の評価に関する情報は、「個人情報」に当たらない。  
【問題文B】電話の通話内容を録音したものは、「個人情報」に当たることがある。  
【問題文C】記号や数字等の文字列だけから特定個人の情報であるか否かの区別がつかないメールアドレス情報は、そのみでは「個人情報」に当たらないが、他の情報と容易に照合することによって特定の個人を識別できるものは、「個人情報」に当たる。

- ア. Aのみ誤っている。    イ. Bのみ誤っている。  
ウ. Cのみ誤っている。    エ. すべて誤っている。

解答【ア】 正答率89.2%

問題. 個人情報の正確性の確保に関する以下のアからエまでの記述のうち、誤っているものを1つ選ばない。

- ア. 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。  
イ. 個人情報取扱事業者が、個人データを正確かつ最新の内容に保つための手段として、誤りを発見した場合の訂正等の手続の整備が挙げられる。  
ウ. 個人情報取扱事業者が、個人データを正確かつ最新の内容に保つための手段として、保存期間の設定が挙げられる。  
エ. 個人情報取扱事業者は、保有する個人データを一律かつ常に最新化する必要がある。

解答【エ】 正答率92.5%

問題. 個人情報保護法における罰則に関する【問題文A】から【問題文C】の内容についての以下のアからエまでの記述のうち、正しいものを1つ選ばない。

- 【問題文A】主務大臣は、必要な限度において個人情報取扱事業者に対し個人情報の取扱いに関し必要な助言をすることができるが、この助言に従わなかっただけでは罰金刑を科されない。  
【問題文B】個人情報取扱事業者に当たらない者であっても、個人情報保護法に基づき罰金刑を科されることがある。  
【問題文C】個人情報取扱事業者である法人の従業者が、その法人の業務に関して個人情報保護法上の違反行為をしたときは罰金刑を科されることがあるが、その法人に対しては罰金刑が科されることはない。

- ア. Aのみ誤っている。    イ. Bのみ誤っている。  
ウ. Cのみ誤っている。    エ. すべて誤っている。

解答【ウ】 正答率79.6%

## 受験体験談

問題をゆっくり読めば解ります

通信関連    販売

初め個人情報保護士を受けようと思ったのですが、第Ⅱ課題のセキュリティのところが苦手だったので、基本的に法律だけの保護法を狙いました。合格率が5 0 %程度と聞いていたので甘く見ていて、1度落ちてしまいました。今、考えると馬鹿馬鹿しいミスを連発していました。保護法検定は先入観にとらわれず、公式テキストを読んで個人情報の利用方法をしっかり覚えれば簡単だったのです。理屈がわかっていたら、個人情報に関する話題やクレームには恐れなくなりました。そして、今年は個人情報保護士に合格しました。

## 情報セキュリティ担当者コメント

対岸の火事ではない

情報システム会社    管理部課長

今回、協会からコメントを求められましたので、先般のB大手教育会社の情報漏洩について考えてみたいと思います。B社の情報漏洩は大きな社会問題となりました。そこで経済産業省は早速にもガイドラインを変更すると言っています。それが、どの程度の変更になるのか見守っているところですが、当面は役員の管理責任者の設置と、担当者の監督責任の強化といったところなのでしょうか。

我々は安全の管理について、しっかりやっている自負があります。また、安易にデータをダウンロードできたり、スマートフォンを持ちこんだりといった、意識の緩みはないと思います。ただ、当社もやはり保護法全面施行より10年経って、当時の緊張感とは薄れていると思います。この点については、当社も改めて「襟を正す」方が良いのではないかと思います。あの事件を対岸の火事ととらえず、もう一度、意識の強化と、現場の緩み、タルミを排除すべく監督責任の強化をすべきだと思うところです。

※本リーフレットは、協会ホームページよりPDFにてダウンロード頂くことができます。社内回覧などにご利用下さい。



一般財団法人  
全日本情報学習振興協会

03-5276-0030